

茨城労働局発表
平成30年8月31日

担当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	熊岡	秀織		
	室長補佐	斉藤	弘行		
	電話	029-224-6216			

茨城県最低賃金は10月1日から時間額822円に

茨城労働局長は、平成30年10月1日から茨城県最低賃金を26円引上げ、時間額822円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 茨城県最低賃金の改正については、本年7月5日、茨城労働局長（福元 俊成）から茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志）に諮問を行いました。
同審議会は審議の結果、8月6日、現行の時間額796円を26円引上げて（引上率3.27%）、822円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
これを受けて茨城労働局長は、平成30年10月1日から茨城県最低賃金を26円引上げ、時間額822円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。
- 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。
また、事業場内の最低賃金の引上げに関連する各種助成金や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（ ）。

支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294

（参考）

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金改定額	729円	747円	771円	796円	822円
対前年度引上率	2.24%	2.47%	3.21%	3.24%	3.27%
対前年度引上額	16円	18円	24円	25円	26円